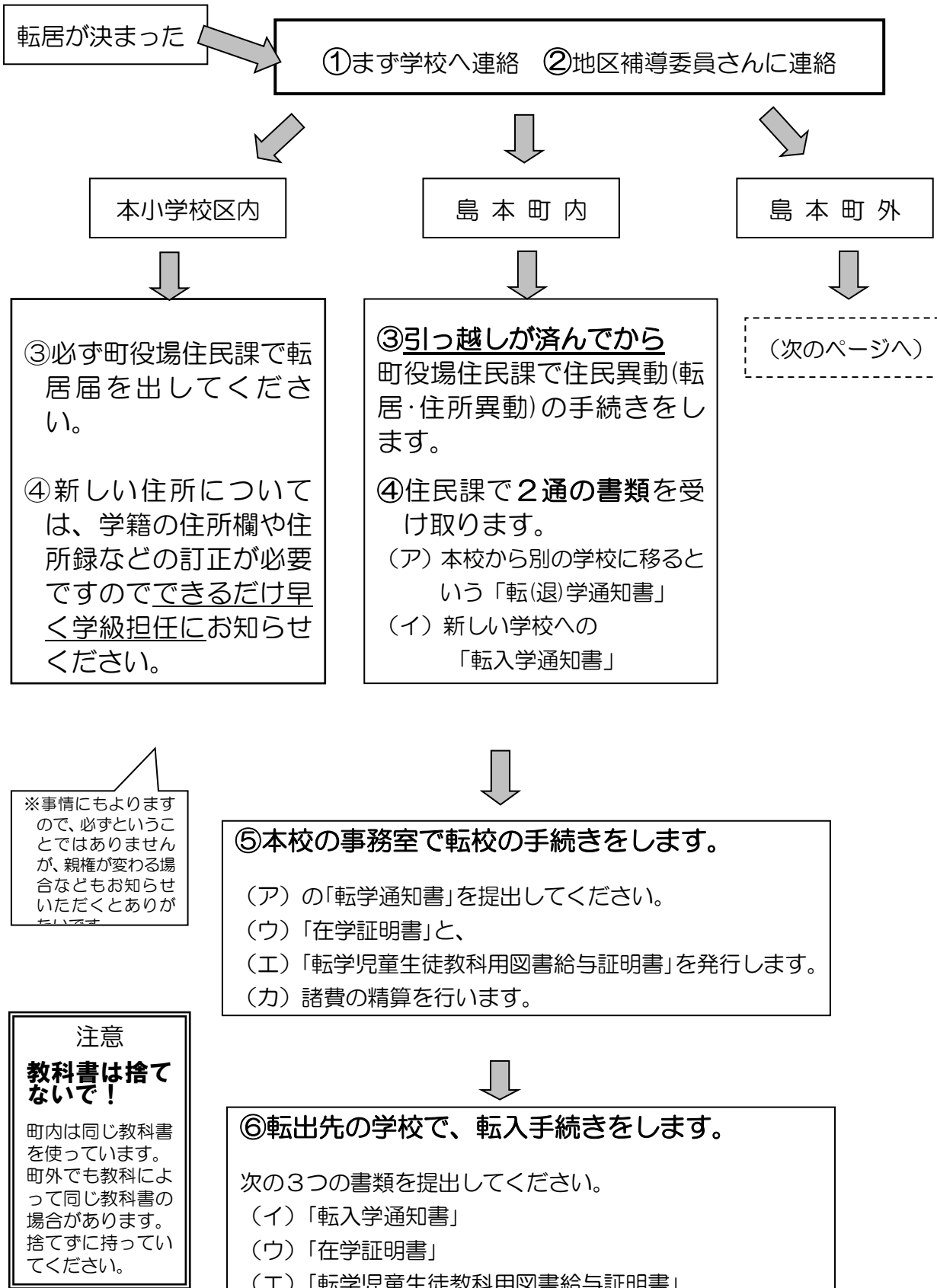


## 引越しが決まったら・・・(町内)

転居が決まったら、いろいろな手続きを進める前に、必ず、まず学校へご一報ください。

※転出の場合、諸費(学年費・給食費など)の精算に入ります。急に手続きに来られても精算できませんので、必ず事前にご相談ください。子どもにまだ言わないような場合でも、担任に相談していただければと思います。



## 引越しが決まったら・・・(町外)

### ○ 島本町外の学校へ転出する場合

③ 町役場住民課で住民異動(転出)の手続きをします。  
町外への転居の手続きは、転居予定日の2週間前からできます。

④ 住民課で2通の書類を受け取ります。  
(ア) 本校から別の学校に行くという「転(退)学通知書」  
(イ) 町外への「転出証明書」



⑤ 本校の事務室で転校の手続きをします。  
(ア) の「転(退)学通知書」を提出してください。  
(ウ) 「在学証明書」と、  
(エ) 「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を発行します。  
(カ) 諸費の精算を行います。



⑥ 転出先市町村の、住民課などで住民異動(転入)の手続きをします。  
⑦ 転出先市町村の住民課や教育委員会で、(イ)の転出証明書を提出して、(オ)新しい学校への「転入学通知書」を受け取ります。



⑧ 転出先の学校で、転入手続きをします。  
次の3つの書類を提出してください。  
(オ) 「転入学通知書」 (ウ) 「在学証明書」 (エ) 「転学児童生徒教科用図書給与証明書」

※学校の転入手続きは、市町村により異なりますので、詳しくは各市町村の窓口でお尋ねください。

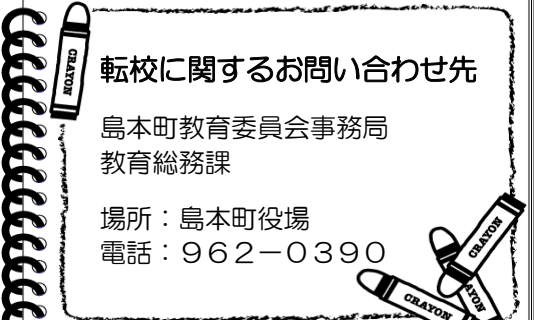
### ◆ そのほかのケース

○ 外国の学校(現地校)や、海外の日本人学校への転校の手続きは「退学」手続きになります。詳しくは、教育委員会の学校教育課にお尋ねください。

○ 病気等で長期入院した場合も、転出になることがあります。もしも入院が長くなる場合はご確認ください。

### ◆ 校区外通学について

校区外通学(本校の校区の外に住んでいて、本校に通学すること)は、原則として認められていません。住居の建て替え等の仮転居や最終学年等の場合は特別に認められる場合がありますので、事情があって校区外通学を希望される場合は、島本町教育委員会事務局教育総務課に直接ご相談ください。



転校に関するお問い合わせ先  
島本町教育委員会事務局  
教育総務課  
場所：島本町役場  
電話：962-0390